

【メルマガ 12 月号】 在留状況確認調査への協力のお願ひ、シェアハウスのトラブル予防、防犯対策〇×クイズ：空き巣編、海外安全虎の巻 2021、日本人子女のための日本語教育オンラインセミナー、日本語教師募集

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 193 号（2020 年 12 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

【目次】

- 1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS
- 2 日豪首脳会談
- 3 領事情報
 - (1) 在留状況確認調査への協力のお願ひ
 - (2) 第 3 回安全対策連絡協議会の開催報告（シェアハウスのトラブル予防など）
 - (3) クリスマス及び年末年始の開館日のお知らせ
 - (4) 領事出張サービスの実施のお知らせ（北部準州ダーウィン）
 - (5) 新型コロナウイルス関連情報
 - (6) 在外選挙人名簿への登録
- 4 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：空き巣編、海外安全虎の巻 2021）
- 5 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』
- 6 日本文化関連行事（J-Talent コンテスト、日本映画祭、展覧会）
- 7 日本人子女のための日本語教育（保護者・教師向けのオンラインセミナー）
- 8 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 9 休館日のお知らせ（2020 年 12 月及び 2021 年）

1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS

- (1) 総領事通信ウェブ掲載

第 29 回 JET プログラム：一生役に立つ日本での経験のために（11 月 20 日掲載）

JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業、The Japan Exchange and Teaching Programme）を通じ、毎年オーストラリアから約 120 名（NSW 州と北部準州からは約 30 名）が、日本全国の学校や地方自治体に派遣され、英語指導助手や国際交流員として活躍しています。JET 参加者は任期終了後も、JET 同窓会（AA）を通じて日本との結びつきが末永く続き、日豪協力・交流にとってかけがえのない存在となっています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_29newsJ.pdf

今回の派遣は来年9月予定で、本年9月末に募集を開始し、12月11日まで応募を受付中です。ご関心のある周囲のオーストラリア人の方に以下を是非ご紹介下さい。

【総領事通信（英語）】

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_29newsE.pdf

【募集要項（英語）】

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/education_JET_current_status.html

第28回 NSW州と日本のビジネス拡大：シドニー大都市圏と地方部の新たな機会を生かす
(11月13日掲載)

11月4日、ベレジクリアンNSW州首相による日本企業向けのオンライン特別講演会「NSW州と日本：将来に向けた協力」が日英同時通訳で開催されました（約200名参加）。ベレジクリアン首相が自ら登壇して最新状況と今後の方針を日本企業に対して直接説明し、日本企業がビジネスをしやすいように州政府として業務を一層効率化し最大限支援していきたい、と表明しました。日本からは、三村日本・東京商工会議所会頭がビデオメッセージを寄せて首相の熱意に応え、講演会の最後に紀谷総領事が挨拶しました。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_28newsJ.pdf

この講演会については、以下URLよりウェビナーの動画や議事録も見ることができます。

【講演会概要（当館HP）】

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/20201104webinar.html

第27回 北部準州と日本：ビジネスと交流の深化と拡大に向けて（11月6日掲載）

10月25～28日に北部準州ダーウィンを訪問しました。北部準州は、天然ガスや農業、鉱物資源、デジタル、宇宙等、日本企業にとって大きなビジネスの潜在性があり、安全保障や文化交流、歴史や和解といった面でも、日本と深いつながりがあります。今般、ガナーNT州首席大臣と一緒に、日豪企業が連携して立ち上げを準備中の海老養殖事業を視察しました。また、和歌山県有田川町との姉妹都市10周年を迎えたパーマーストン市のパスコー＝ベル市長を表敬しました。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_27newsJ.pdf

(2) 総領事館公式 SNS：日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の観光情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(紀谷総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 日豪首脳会談

11月17日、菅義偉内閣総理大臣は、来日中のスコット・モリソン豪州連邦首相との間で日豪首脳会談と夕食会を開催しました。概要は以下のリンクからご覧になれます。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/au/page3_002927.html

同日実施された共同記者発表において、両首脳は、安全保障・防衛協力や経済などの分野における協力関係の一層の強化を謳う日豪首脳共同声明に署名しました。日豪首脳共同声明は以下のリンクからご覧になれます。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100116181.pdf>

3 領事情報

(1) 在留状況確認調査への協力をお願い

在留届を提出いただいた皆様を対象に、災害や緊急事態等が発生した際に、在留邦人の皆様の安否確認や必要な情報を提供する等のための連絡が迅速に行えるよう、在留届に記載の内容を最新のものとするために、今般確認調査を実施しております。

在留届を提出いただいた皆様におかれましては、お手数ですが、下記内容をご確認の上、12月11日（金）までにご回答いただきますようお願いいたします。

ア. お届け済の「在留届」の「住所・同居家族・電話番号・メールアドレス」に「変更」の無い方は、ご回答いただく必要はございません。

イ. 既に日本に「帰国」されている方

「お名前（ローマ字のみで可、全員分を記載）」と「帰国日」のみを cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信ください。

ウ. 引き続きニューサウスウェールズ州または北部準州にお住まいで、「住所・同居家族・電話番号・メールアドレス」に変更があり、変更届を提出されていない方

(A) インターネット（オンライン在留届（ORR ネット））から在留届を提出された方
転出先が当館の管轄区域内、区域外を問わず、以下 URL からオンライン在留届で変更をお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

ログイン用パスワードを忘れた方は、システムのメニュー「パスワードを忘れた方」ボタン

からパスワードの再登録をお願いします。

(B) 在留届用紙に記入して届け出られた方など、(A) 以外の方法で提出した方

(a) 当館管轄地域内（ニューサウスウェールズ州及び北部準州）での転居の場合
「お名前（ローマ字のみで可、全員分を記載）」と「変更内容（住所変更、同居家族の変更、電話番号、メールアドレスの変更）」を cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信願います。

(b) 当館管轄地域外へ転居の場合

「お名前（ローマ字のみで可、全員分を記載）」と「変更内容（住所変更、同居家族の変更、電話番号、メールアドレスの変更）」を cgzairyu@sy.mofa.go.jp にご返信いただくとともに、転出先を管轄している在外公館へ「在留届」をご提出願います。

※なお、転出先公館への在留届はオンライン在留届により提出可能です。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※在留届の詳細については外務省ホームページをご覧ください

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

(2) 第3回安全対策連絡協議会の開催報告（シェアハウスのトラブル予防など）

11月26日、本年第3回の安全対策連絡協議会を以下のとおり開催しましたのでご報告します。

○開催日時：11月26日（木）15：00～16：30

○開催場所：テレビ会議

○出席者

－在留邦人団体（日系団体、航空・観光・文化・経済・報道関係団体等）20名

－当館紀谷総領事他

○概要

－紀谷総領事開会挨拶

－山本智子弁護士による講話「当地で起こりやすい各種トラブルに関する法的考察」

－江崎警備対策官による「安全対策」

－各団体からの質疑及び課題についての意見交換

山本弁護士による講演内容（シェアハウス：予約金・敷金詐欺や部屋の又貸しのトラブル）

は以下のリンクをご参照ください。

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/bondsagi_koen.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/bondsagi_koen.pdf)

(3) クリスマス及び年末年始の開館日のお知らせ

当館の年内最後の開館日は12月24日（木）になります。また、新年最初の開館日は1月

4日（月）となります。各種申請を予定されている方におかれましては、交付までの所要日数をご留意の上、お早めに申請手続きをお済ませいただきますようお願い申し上げます。

なお、パスポート及び各種証明書を申請される方で、本年中に交付を希望される方は、12月15日（火）までに、申請をお済ませいただきますようご留意願います。

【領事窓口受付時間】 9：30～12：00

人命に関わる緊急時には、担当者に対応しますので、当館代表番号 02-9250-1000 にご連絡ください。

（4）領事出張サービスの実施のお知らせ（北部準州ダーウィン）

2021年3月、北部準州ダーウィンにおいて領事出張サービスの実施を予定しておりますので予めお知らせします。日程や実施場所についての詳細は、後日領事メールの発出及び当館ホームページにて改めてお知らせします。

対象者：北部準州に在住されている方

実施内容：

- ・新旅券の交付（事前に当館に申請手続きをされた方に交付いたします。）
- ・在外選挙人登録申請の受付
- ・在留証明の交付および署名証明申請の受付（事前に申請手続きが必要です。）
- ・警察証明書の申請受付（事前に当館に申請手続きをされた方の指紋採取を行います。）
- ・戸籍の届出（事前に当館にて確認した方の書類をお預かりします。）
- ・在留届（転居届・帰国届）の受付
- ・各種相談

（5）新型コロナウイルス関連情報

新型コロナウイルスに関する、11月中のトピックス情報は以下のとおりです。

【ANA】 シドニー・羽田線のシドニー発の便は、2021年1月31日（日）まで週5便（日曜日、月曜日、木曜日、金曜日、土曜日）で運航されます。羽田発の便は、11月1日（日）から2021年1月31日（日）まで週5便（日曜日、水曜日、木曜日、金曜日、土曜日）で運航されます。

【JAL】 シドニー・羽田線のシドニー発の便は、2021年1月31日（日）まで週3便（日曜日、月曜日、水曜日）で運航されます。なお、シドニー出発時刻は、従来の朝発ではなく、22時出発に変更されます。羽田発の便は、11月1日（日）から2021年1月31日（日）まで週3便（月曜日、金曜日、土曜日）で運航されます。

【日本入国】 11月1日（日）以降、豪州から日本に帰国・入国する際、国籍にかかわらず、これまで必要であった日本入国時の空港での新型コロナウイルス感染症の検査が原則不要となりました。日本到着後の公共交通機関の不使用及び14日間待機等の要請については、変更ありません。

【日本郵便】新型コロナウイルス感染拡大に伴い引受を一時停止していた日本から豪州宛の航空国際郵便物の一部について、11月11日(水)から引受再開されました。引受が再開されるのは、航空扱いとする通常郵便物のうち、書状、郵便葉書、小形包装物(2kgまでの物品。書留扱いを除く。)等です。航空小包及びEMSは引き続き一時引受停止中です。

【NSW州緩和】11月23日(月)から、屋外宗教行事への着席での参加人数は最大500人まで可能、屋外での歌唱の人数は最大30人まで可能、屋外イベント(チケット制かつ制限区域内で実施するもの、例えばコンサート)の参加人数は最大3,000人まで可能となりました。また、12月1日(火)から葬式への参加人数を最大300人まで引き上げます。

【NSW州】本年大晦日の花火は実施されますが、NSW州政府が発行する“New Year’s Eve Pass”を持っていない場合は指定区域に入ることはできませんのでご注意ください。

【NSW州緩和】12月1日(火)から、他家庭訪問は屋外空間が利用されている限り最大50人まで可能。ただし、屋外空間がない場合30人以下を推奨。屋外公共空間での集会は最大50人まで可能。レストラン等の接客業の小規模店舗(最大200平方メートル)では、屋内において1人につき2平方メートル規則を認めます。

【NSW州緩和】12月14日(月)から、合理的かつ実効的な範囲で雇用主が従業員の在宅勤務を許可することを義務づけているNSW州保健省の公衆衛生に関する命令(Public Health Order)が廃止されます。

【NSW州】NSW州ではホテルやレストラン等でのQRコードによる来客情報の取得が義務化されました。

【QLD州への入州】12月1日(火)から、シドニー大都市圏を含むNSW州全域からQLD州への入州が可能となります。入州にあたっての強制隔離は不要です。

【VIC州からの入州】11月23日(月)以降、NSW州とビクトリア(VIC)州との国境が再開され、VIC州からNSW州への入州者は、入州前の許可(permit)取得や入州後のホテルでの14日間の強制隔離が不要になりました。

【SA州への入州】NSW州からアデレード市への必要不可欠でない訪問の延期が要請されました。

(6) 在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満18歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。当館にて登録申請をされる場合、3か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに2か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後

の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

4 治安・安全情報（防犯対策〇×クイズ：空き巣編、海外安全虎の巻 2021）

〇×クイズ方式による、防犯対策コーナー。今月号は空き巣の被害に遭わないためのポイントを説明します。前回前々回と満点を取れなかったあなた、ぜひリベンジを。今月も満点だったあなたは、完全な防犯スペシャリストです！

- （問 1）敷地内にある玄関先に、カメラ付きのインターホンを設置した。
- （問 2）ゴミ出しなど短時間家を空ける際でも、きちんと玄関ドアの施錠を行った。
- （問 3）見知らぬ者が自宅に侵入するのを認めたので、「誰だ」と声を掛けた。
- （問 4）ドアの鍵を、防犯性能が高いディンプルキーに付け替えた。
- （問 5）家の周囲に植栽を施すなど、敷地内の状況がわかりにくい工夫をした。
- （問 6）隣家の防犯対策が甘く感じられたが、他人のことなので放っておいた。
- （問 7）庭や玄関先に玉砂利を敷いた。
- （問 8）屋内に人がいるように見せかけるため、外出時でも電気をつけっぱなしにした。

それでは解答です。

（問 1）×～被害に遭わないためには、泥棒を敷地内に入れないことが重要です。敷地周りには壁及び門扉を設けて、その外にインターホンを設置するなど、敷地に人を簡単に入れない配慮をお願いします。また、できる限りインターホンは設問のようにカメラ付きのものを採用しましょう。

（問 2）〇～最近の傾向として、無締りのドアや窓からの侵入事案が増加しています。特にオートロックのマンションなどでは、家人が安心して「ちょっとだけ」だからとドアを無締りにする傾向が強いですが、わずかの外出でも施錠する癖をつけるようにしましょう。

（問 3）×～このような声かけにより、空き巣が「居直り強盗」となって家人が負傷することがあります。設問のようなケースで、自身が負傷する可能性があると感じた場合、まず見つからないように身を隠した上で、警察に通報しましょう。

（問 4）〇～泥棒は侵入に時間がかかるのを嫌います。そのため設問の鍵に付け替えるほか（「ディンプルキー」とは、キーの表面に深さや大きさの異なる凹みをつけたもので、ピッキングに強いとされている鍵のことです。）、市販の補助錠を活用して 1 つのドアに 2 つの鍵を設置する「ワンドア、ツーロック」も高い効果が見込まれます。ドアだけでなく、窓にもこのような防犯対策を講じてください。

（問 5）×～特に一戸建住宅の場合、生い茂った植栽は泥棒が入りにくく見えがちですが、不審者が一度敷地内に入ってしまうと周囲から見えにくくなり、その分住宅内への侵入作

業に時間をかけられることとなるため、泥棒にとっては好都合となります。植栽はなるべく剪定をして死角を作らず、中から外への見通しも良くするようにしましょう。

(問6) ×～隣家からの侵入の防止や複数の目で異常をチェックできる意味からも隣人の協力は不可欠です。留守中でも協力が得られるよう、日頃から隣人とは良好な関係を保ちましょう。

(問7) ○～泥棒は音が出るのを嫌うため、歩くと音が鳴る玉砂利などは防犯対策に効果的です。

(問8) ○～在宅か不在かの判断を鈍らせるため、照明をつけておくことは空き巣対策に有効とされています。長期の不在時に電気代がもったいないという方は、タイマー式照明などの防犯グッズの活用がおすすめです。

いかがでしたでしょうか。空き巣被害に遭う確率は「家人の不注意」と「建物の構造上の隙」の要素が大きく関わってきます。家族も含め防犯意識を高めていただくとともに、「この家は侵入しづらい」と思わせるような対策を講じましょう。

※今般、外務省では海外安全対策啓発広報冊子「海外安全虎の巻 2021」(第19版)を作成しました。海外での生活や海外旅行の際に注意すべき事などが詳しく記載されています。外務省海外安全ホームページや海外安全アプリにて当該冊子の電子データを閲覧することができますので、当地での安全な生活や当地へのご旅行の際にお役立ていただければ幸いです。

「海外安全虎の巻 2021」(第19版) 電子データ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pdf/toranomaki.pdf>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/trip/>

海外安全アプリ案内ページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

5 インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』

当館のInstagramにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』(英語)を配信しています。各回ゲストを招いて、日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺います。次回配信は年末年始の休暇明けの2月予定ですが、原則毎月ライブ配信を行っています。『J-Syd InstaLive』ページはこちらです。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/culture_instalive.html

第8回 弓道 Peter Dodd氏(11月27日(金)配信)

ピーター氏はシドニー弓道会の師範です。今回のインタビューでは、弓道とは何か、弓道を始めたいきさつ、シドニーでの弓道の始め方等についてお話を伺いました。弓道のデモンストレーションもあります。

<https://www.instagram.com/tv/CIFRzo4HBJq/>

6 日本文化関連行事 (J-Talent コンテスト、日本映画祭、展覧会)

(1) 『What's Your J-Talent』受賞者発表！

12月1日(火)、国際交流基金が実施するオンライン・タレント・コンテスト『What's Your J-Talent』の受賞者がウェブサイト上で発表されました。150以上の個性豊かなエントリーから選ばれた優秀作品を是非ご覧ください。

主催：国際交流基金

<https://jpf.org.au/events/whats-your-j-talent-results/>

(2) オンライン日本映画祭『JFF Plus』 配信スケジュール公開！

第24回オーストラリア日本映画祭が、オンラインで開催されます。過去のJFF上映作品から最新作に至るまで、ドラマ、アニメ、ロマンスなど幅広いジャンルの日本映画30作品が無料で配信されます。作品ラインナップ、配信スケジュールは、ウェブサイトからご確認ください。

【配信期間】12月4日(金)～13日(日)

【配信対象地域】オーストラリア全域

【配信言語】日本語音声、英語字幕付

【料金】無料 ※会員登録が必要です。

【主催】国際交流基金

<https://watch.jff.jpf.go.jp/>

(3) 展覧会『Hiroshi Nagai: Paintings for Music』 オンラインカタログ出版！

イラストレーター永井博氏による展示『Hiroshi Nagai: Paintings for Music』が国際交流基金にて開催されます。永井氏のオリジナル作品の他、永井氏が手掛けた日本や世界のレコードジャケットが展示されます。また、ウェブサイト上で12月5日に展覧会オンラインカタログが公開されるのに伴い、トークイベント(11:00～12:00)も開催されます。詳細は以下のリンクでご確認ください。

【日程】9月25日(金)～2021年1月23日(土)

【会場】国際交流基金 (Level 4, Central Park, 28 Broadway, Chippendale NSW 2008)

【料金】無料

【主催】国際交流基金

<https://jpf.org.au/events/hiroshi-nagai-paintings-for-music/>

7 日本人子女のための日本語教育（保護者・教師向けのオンラインセミナー）

国際交流基金では、日本人子女のための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナーを実施しています。

【既実施分：事後視聴可能】

・JF-UNSW 共催オンラインセミナーシリーズ「オーストラリアで日本語話者を育てることを考える：NSW 州調査の結果より」（10月24日開催）

このセミナーでは、オーストラリアで日本語話者を育てているみなさん、親御さん、先生方、と一緒に、ことばについて、また、オーストラリアで日本語話者を育てることについて、考えたいと思います。今年の初めに行った「継承語としての日本語」のNSW 州の予備調査の結果をお話しし、そこから、考えるポイントを拾って、ディスカッションを進めていきます。私がお話しするだけでなく、みなさんの間でも話し合いができるような場を設け、セミナー後にはみなさんの気持ちが少しだけでも明るくなるような会にしたいと思います。（トムソン木下千尋講師）

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-japanese-language-education-seminar-with-unsw-oct-2020/>

・初級からの日本語スピーチ ～Teaching Speech Writing for Beginner Level Japanese～（11月11・12日開催）

学習者が自信をもってスピーチが書けるようになるために、授業にスピーチを取り入れてみませんか？本セミナーでは国際交流基金編著『初級からの日本語スピーチ』を例に用いて初級レベルの学習者でも作成できるスピーチ作成の基本・指導についてステップごとに学びます。基本編、応用編ともに学習した文型などをもとにトピックや内容に応じて語彙を補充しながら初級レベルの学習者でもスピーチを仕上げるすることができます。そのための指導方法について一緒に見てみましょう！

<https://jpf.org.au/events/vod-registration-teaching-speech-writing-for-beginner-level-japanese/>

【今後の実施予定】

・JF-UNSW 共催オンラインセミナーシリーズ『オーストラリアで「移動する子ども」を考える』（12月4日（金）開催予定、申込期間は終了済、事後配信を12月14日頃開始予定）

子どもたちは学校では英語で学び、また家庭や補習校では日本語を使って話しをしたり遊んだりしていますか。あるいはお父さんとは英語で、お母さんとは日本語でというふうに、家庭でも英語と日本語を話しているのでしょうか。このような子どもたちを、私たちはどのように育てたらいいのでしょうか。このテーマを、私は子どもの声を聞きながら、みなさんと一緒に考えてみたいと思います。子どもは、英語を、日本語を、またオーストラリアや日本

を、そして、自分自身をどう考えて、これからどんなふうに生きていきたいと考えているのでしょうか。子どもの声に、何かヒントがあるのではないのでしょうか。(川上郁雄講師)

<https://jpf.org.au/events/japanese-language-education-seminar-with-unsw-dec-2020/>

8 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○ノースショア日本語学校

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/16222>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校エッジクリフ校

<http://edgecliff.japanclubofsydney.org>

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/13046>

○JCS 日本語学校ダundas校

https://dundas.japanclubofsydney.org/wp-content/uploads/2020/10/Dundas_Ad.pdf

○NSW 日本語補習校

<https://www.nsw.japaneseschool.org/>

9 休館日のお知らせ (2020年12月及び2021年)

土日及び以下の日は休館いたします。

【2020年】

12月25日(金) クリスマス・デー

12月28日(月) ボクシング・デー

12月29日(火) 年末休暇

12月30日(水) 年末休暇

【2021年休館日】

1日(金) 元旦

1月26日(火) オーストラリア・デー

2月23日(火) 天皇誕生日

4月2日(金) グッド・フライデー (当地の休日)

4月5日（月）イースター・マンデー（当地の休日）
6月14日（月）クイーンズ・バースデー（当地の休日）
7月22日（木）海の日
7月23日（金）スポーツの日
8月9日（月）山の日振替休日
9月20日（月）敬老の日
10月4日（月）レイバー・デー（当地の休日）
11月3日（水）文化の日
11月23日（火）勤労感謝の日
12月27日（月）クリスマス・デーの振り替え（当地の休日）
12月28日（火）ボクシング・デーの振り替え（当地の休日）
12月29日（水）年末休暇
12月30日（木）年末休暇
12月31日（金）年末休暇

在シドニー日本国総領事館

Level 12、 10'Connell Street、

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話：(61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm

Email: japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

（変更） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html